

障がい者就労支援事業者向けセミナー

～消費税改正対応、就労支援事業における余剰金の会計処理～

今年 10 月 1 日の消費税改正により、「軽減税率制度」「区分記載請求書等保存方式」が新たに導入されます。就労支援事業の生産活動による売上は消費税の課税対象とされ、消費税率変更に伴う対応が必要となります。今回は就労支援事業に関連する消費税率改正の注意点について解説いたします。

また、就労支援事業における余剰金の意味、積立金の必要性等の判断について再確認し、社会福祉法人会計の就労支援事業の誤りやすいポイントも解説いたします。ぜひこの機会にご参加賜りますよう、ご案内申し上げます。

社会福祉法人以外の法人様もご参加いただけます。

- ✓ 消費税率が変更になる上で注意すべきことは？
- ✓ 区分記載請求書等保存方式とは？
- ✓ 適格請求書等保存方式とは？
- ✓ 就労支援事業の余剰金とは？
- ✓ 附属明細書のよくある間違いは？
- ✓ 棚卸資産の評価はどのようにする？

セミナー内容
消費税率変更に伴う
事務処理ポイント
就労支援事業の余剰金について
社会福祉法人会計
就労支援事業の留意点

日 時 **9 月 12 日 (木) 13:30 ~ 16:00** (受付開始 13:00)

会 場 **税理士法人あさひ会計 セミナー棟ホール**
(山形市東原町二丁目 1 番 27 号 ☎023-631-6521)

駐車場の台数に限りがありますので、会場にお越しの際はできる限り車の乗り合わせをお願い申し上げます。

講 師 税理士法人あさひ会計 社会福祉法人支援チーム

参加費 お一人さま 5,000 円 (消費税込)

問合先 税理士法人あさひ会計 受付担当：加藤 ☎023-631-6521

申込方法 下記に必要事項をご記入の上、FAX にてお申し込みください。
当法人HPからも受け付けています。 <https://asahi.gr.jp>

FAX 023-631-6520

貴法人名			
ご住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
ご参加者 氏 名	お役職	お名前	
	お役職	お名前	

受講料のお支払い方法についてはお申込受付後、折り返しご連絡いたします。

本紙にご記入いただきました内容は、当法人開催のセミナーに関する情報を提供する以外の目的では使用いたしません。

お客様の個人情報は、プライバシー保護のため、個人情報保護法に基づき責任を持って厳重に管理いたします。